時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千三百六十號
明治廿二年七月廿四日　水曜日
舊暦己丑六月廿七日（辛丑）
日出午前四時四十四分
日入午後六時五十分
月出午前一時二十七分
月入午後三時五十七分
滿潮午前二時十二分
滿潮午後一時四十五分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報

賄賂事件の公判

曩に東西新聞が東京府會の賄賂事件に付其紙上に記載したる文中大岡育造氏を誹毀したる廉ありとて同氏より告訴せられ過日來東京始審裁判所に於て公判を開きたりしが此事の關係する所は中々廣き様子にて或は少なからざる嫌疑人を生ずることあらんかとて世間に評判する所あり蓋し一府の利害を代表する其議員にして賄賂に眩して論鋒を枉げたるを事實とすれば是れより以ての外の心得違にして啻に當人の汚辱のみならず一府の迷惑此上ある可らず一府の迷惑は猶ほ忍ぶべし從來屢々政府の措置を論難したる民間の士人が代議制度の美を主張しながら其議會に於てあるまじき卑劣を犯したりと云へば人民より組織する所の凡ての議會に汚點を添へるの姿にて威信と名譽を損すること容易ならず國會も先づ以て斯様のものかと見下げらるゝに於ては國家に遺憾の至と云ふべし左れば裁判官も特に心を用ひ事の證據を漏れなく詮索して實否虛實を明かにし黒を黒として罰し白を白として疑を解かんとするは流石に當局の人ありと云ふべくして我輩の感服する所なり然りと雖も事件は未だ落着に至らずして賄賂の授受分明ならざるが故に何人も之を是非すること能はず唯[illegible]醜事件なるらんを斷るのみなれども日々紙上に現はるゝ公判の筆記を見るに我輩は實に見て見るに堪へざるの歎なき能はざるなり元來事の起りは賄金の存廢沙汰にして其性質の既に醜猥なるのみか之に關係ある人々の授受筆談を始め其相談に付ての言々句々を記載したる中には實に奇怪なる文字甚だ多くして若しも賄金とは某字の意味あり何々とは斯様くのとなりとて一々みな註釋を付して示したらば彼の公判筆記こそ汚臭芬々として苟も人は直ちに嘔氣を催はし耳目を蔽ふて走るべし青天白日御座に差出して見られ得べきものに非ざるなり況んや之を歐文に飜譯して是れが府會に係る裁判事件の一なりと云はゞ外人は如何なる感覺を催はすべきや我輩は筆記を讀んで覺えず冷汗を催はしたる所以なり

然りと雖も裁判官は猶ほ醫者の如し其身は無病清潔なりと雖も種々の難病を診察し臭氣鼻を衝くものにても忍んで之に接して治療に法を盡さゞる可らざると均しく其職掌に於て啻に法律を司る上は或は泥棒を審問することあらん或は詐欺師を對手とすることあらん固より役目の然らしむる所にして今回の事件も既に裁判沙汰となりたる上は事實卑猥に屬すと雖も辭す可らず[illegible]汚穢に觸るると雖も避く可らず宜しく充分に事實を探索して判斷を誤らざる樣注意すべきは申す迄もなき所なれば決して裁判官に向て審問の曖昧なるも咎しからずと云ふに非ず又我輩とても平生我國の徳風の廢れ行くを慨し不徳男子の頂門に砭針を加へたるは屢々のことなれども[illegible]の醜猥なる點に至ては寧ろ其の汚穢を[illegible]又議會の體裁を害せんとを恐れて常に自ら愼みたる程の次第なれば今回の事件も賄賂の實否如何は姑く擱き其實否を明みせんとするの途中に無限の醜聲を放ち本件を別にしても聞くに堪へざる場合も多かる可きことなれば我輩は人間世界の體裁の爲め斯る汚醜を公にするを好まざるものなり就ては頃日同事件に關係する證人の中立に僞證の廉ありとて更めて之を豫審に附し其終結するまで公判を中止したるこそ幸なれ今度再び開廷のときには傍聽を禁じて裁判官限りに詮議を遂るは穩當の處分なる可し最後に至りて黒白何れにか決定したらば夫れにて世人は事の趣を推察するに足る可きのみ我輩は豫審終結後の公判は猶ほ一層の醜を呈して殺風景ならんとを危ぶむものなり

官報

○宮內省達第十號

宮內省官制ヲ改定スルコト左ノ如シ

明治廿二年七月廿三日　宮內大臣子爵土方久元

奉　勅

宮內省官制

第一條　宮內大臣ハ帝室ニ關スル一切ノ事務ヲ總判シ所部各官ヲ統督シ兼テ華族ヲ監督ス○第二條　宮內大臣ハ皇室典範ニ於テ制定セラレタルモノヲ除クノ外勅ヲ奉シテ帝室ニ關スル諸法規ヲ制定施行スルコトヲ得但法律勅令ニ抵觸スルコトヲ得ス○第三條　宮內大臣ハ皇室典範ニ於テ制定セラレタル主務及前條法規ニ關シ施行細則ヲ定ムルコトヲ得但其重要ナルモノハ裁可ヲ經可シ○第四條　宮內大臣ハ例規ニ依リ宮儀祭典行幸行啓其他主任ニ屬スル帝室事務ニ關シ臣民ニ命令告示スルコトヲ得○第五條　宮內大臣ハ臨時勅ヲ奉シ若クハ例規ニ依リ救恤褒賞贈賜ノ事ヲ施行ス○第六條　宮內大臣ハ主任ノ事務ニ關シ警視總監北海道廳長官府縣知事ニ示命スルコトヲ得○第七條　宮內大臣ハ事故アルトキハ次官ヲシテ其職務ヲ代理セシムルコトヲ得又次官事故アルトキ及所部各部局長缺員若クハ事故アルトキハ裁可ヲ經テ所部高等官ニ其代理ヲ命スルコトヲ得○第八條　宮內大臣ハ次官及所部各部局長ニ其事務ノ幾部ヲ委任スルコトヲ得○第九條　宮內大臣ハ所部各部局內ノ各課ヲ廢置分合シ及其處務規程ヲ定ムルコトヲ得○第十條　宮內大臣ハ所部奏任官ノ進退ハ之ヲ上奏シ判任官ノ進退及奏任官以下俸給定限內ノ增減ハ之ヲ專行ス准官モ亦同シ○第十一條　宮內大臣ハ所部各官定員內ニ於テ奏任官試補判任官見習ヲ置クコトヲ得准官モ亦同シ○第十二條　宮內大臣ハ裁可ヲ經ルニ非サレハ官制定限外ニ所部高等官ヲ增加シ又ハ兼任ヲ爲サシムルコトヲ得ス○第十三條　宮內大臣ハ帝室ノ事務ニ關シ必要ノ場合ニ於テハ裁可ヲ經テ勅奏任官又ハ華族ニ委員ヲ命スルコトヲ得其所部外ニ涉ル者ハ豫メ該長官ノ承諾ヲ受ク可シ○第十四條　宮內大臣ハ帝室ノ事務ニ關シ必要ノ場合ニ於テハ補助員顧問員評議員ヲ置クコトヲ得其奏任以上ノ待遇ニ屬スル者ハ裁可ヲ請フ可シ○第十五條　宮內大臣ハ裁可ヲ經テ人員及其待遇ノ資格ヲ定メ華族ニ勤務ヲ命スルコトヲ得其奏任以上ノ待遇ニ屬スル者ハ上奏ス可シ○第十六條　宮內大臣ハ豫算金額內ヲ以テ所部官吏及委員補助員顧問員評議員勤務華族ニ賞與又ハ報酬ヲ爲スコトヲ得其賞與ノ奏任以上及同等ノ待遇ニ屬スルモノハ上奏ス可シ○第十七條　宮內大臣ハ旨ヲ奉シテ皇族ノ敍勳ヲ賞勳局總裁ニ示命ス可シ又所部官吏ノ敍勳ハ賞勳局總裁ニ申牒ス可シ○第十八條　宮內大臣ハ例規ニ依リ文武官宮內官及華族士民ノ敍位ヲ上奏及專宣ス○第十九條　宮內大臣ハ事務ノ現況ニ依リ所部官吏ニ非職休職ヲ命シ又ハ復職セシムルコトヲ得其勅任官ニ係ルモノハ裁可ヲ請フ可シ○第二十條　宮內大臣ハ例規ニ照シ所部官吏及華族ヲ懲戒スルコトヲ得○第二十一條　宮內大臣ハ每年二月後年度ノ收支豫算ヲ調製シ裁可ヲ經テ之ヲ定ム可シ但巳ムヲ得サルノ事故アリテ臨時增額又ハ別途支出ヲ要スルコトアルトキハ裁可ヲ請フ可シ○第二十二條　宮內大臣ハ每年八月前年度ノ收支結算ヲ了シ之ヲ上奏ス可シ○第二十三條　宮內大臣ハ帝室會計審査ノ實務ニ關涉スルコトヲ得ス○第二十四條　宮內省ニ宮內次官一人ヲ置ク勅任一等トス宮內大臣ヲ輔ケテ省務ヲ管理ス又大臣ヨリ委任ヲ受ケタル事務ハ之ヲ專行ス○第二十五條　宮內省ニ宮內書記官六人ヲ置ク奏任トス宮內大臣及次官ノ命ヲ承ケ省務ヲ掌理ス」但親王ニ專屬スル書記官ヲ置クハ此限ニ在ラス○第二十六條　宮內大臣官房ニ左ノ職員ヲ置キ官房ノ庶務ヲ管理ス」宮內大臣秘書官　二人　奏任」大臣ニ專屬シテ文書往復其他官房內ノ庶務ヲ掌理ス但省務ノ現況ニ依リ書記官又ハ各部局ノ事務ヲ補助セシムルコトアル可シ」宮內屬　判任○第二十七條　宮內省ニ內事外事調査ノ三課ヲ設ケ左ノ職員ヲ置キ事務ヲ統理ス」內事課長　一人　宮內書記官又ハ省中高等官ヨリ兼補　內事ニ屬スル事務ヲ掌理シ課員ヲ監督ス」內事課次長　一人　宮內書記官又ハ省中高等官ヨリ兼補　課務ヲ掌理ス」外事課長　一人　宮內書記官又ハ省中高等官ヨリ兼補　外事ニ屬スル事務ヲ掌理シ課員ヲ監督ス」外事課次長　一人　宮內書記官又ハ省中高等官ヨリ兼補　課務ヲ掌理ス」調査課長　一人　宮內書記官又ハ省中高等官ヨリ兼補　帝室ニ關スル制令法規及財產財務ニ關スル文案ヲ起草審査シ兼テ報告統計ノ事ヲ掌理シ課員ヲ監督ス」調査課次長　一人　宮內書記官又ハ省中高等官ヨリ兼補　課務ヲ掌理ス」宮內屬　判任○第廿八條　宮內省ニ左ノ各部局ヲ設ケ事務ヲ分管ス」侍從職」式部職」皇太后宮職」皇后宮職」內藏寮」御料局」爵位局」大膳職」主殿寮附皇宮警察署」圖書寮」內匠寮」主馬寮」諸陵寮」侍醫局」主獵局」調度局」帝室會計審査局○第二十九條　侍從職ニ左ノ職員ヲ置キ常侍奉仕シ主管ニ屬スル御服御物ヲ管守ス」侍從長　一人　親任」職務ヲ總理シ職員ヲ監督ス」侍從　十五人　勅任二等又ハ奏任四等以上」常侍奉仕シ御服御物ヲ分掌ス」侍從試補　三人　奏任五等六等」掌侍從ニ亞ク」侍從屬　判任○第三十條　式部職ニ左ノ職員ヲ置キ帝室ノ祭儀典式及雅樂ノ事ヲ管理シ主管ニ屬スル會計ヲ掌ル」但式部官掌典ハ名譽職ヲ置クコトヲ得」式部長　一人　勅任」職務ヲ總理シ職員ヲ監督ス」式部次長　一人　勅任二等」職務ヲ掌理ス」式部主事　二人　奏任式部官ヨリ兼任」庶務ヲ掌理ス」式部官　十五人　奏任」儀式ノ務ニ服ス」式部屬　判任」掌典長」一人　勅任」祭典ヲ掌ル」掌典　九人　奏任」祭典ニ從事ス」掌典補　判任」雅樂部長　一人　准奏任三等四等式部官掌典ノ內ヨリ兼補」樂部ヲ掌理シ部員ヲ監督ス」雅樂部副長　一人　准奏任五等六等」掌部長ニ亞ク」伶人長　准判任」伶人　准判任」伶員　等外」樂師長　准判任」樂師　准判任」樂手　准判任」樂生　等外○第三十一條　皇太后宮職ニ左ノ職員ヲ置キ宮事ヲ管理シ供御服御用度營繕及主管ニ屬スル會計ヲ掌ル」皇太后宮大夫　一人　勅任」職務ヲ總理シ職員ヲ監督ス」皇太后宮亮　一人　奏任」職務ヲ掌理ス」皇太后宮屬　判任」宮丁　等外○第三十二條　皇后宮職ニ左ノ職員ヲ置キ宮事及內廷ニ關スル事務ヲ管理シ主管ニ屬スル會計ヲ掌ル」皇后宮大夫　一人　勅任」職務ヲ總理シ職員ヲ監督ス」皇后宮亮　一人　奏任」職務ヲ掌理ス」皇后宮屬　判任○第三十三條　內藏寮ニ左ノ職員ヲ置キ皇室經濟及主管ニ屬スル財產會計ヲ管理ス」內藏頭　一人　勅任」寮務ヲ總理シ寮員ヲ監督ス」內藏助　一人　奏任」寮務ヲ掌理ス」內藏屬　判任○第三十四條　御料局ニ左ノ職員ヲ置キ世傳御料及主管ニ屬スル財產會計ヲ管理ス」御料局長　一人　勅任」局務ヲ總理シ局員ヲ監督ス」御料局主事　三人　奏任」局務ヲ掌理ス」御料局理事　四人　奏任」支廳長ニ任ス其職制ハ別ニ之ヲ定ム」御料局屬　判任」御料局技師　十二人　奏任」御料局技手[illegible]御料局技手　判任」御料局技手補　判任六等以下」御料局監守　准判任六等

（以下次號）

○宮內省達第十一號

皇族職員官等
官制第五十條
五級俸第六級
リ第一級俸第
明治廿二
奉

親王家　有
久
別當
家令
家扶
家從

諸王家　華
家令
家扶
家從

○宮內省達第
內大臣以下ノ
條ノ高等官俸
依リ同第三級
內大臣秘書官
級俸第四級俸
明治廿二
奉

○東京府告示第
公證人役場位
開場事務可取
明治廿二
七月廿三
公證人役場
牛込區津
本鄉區弓
四ッ谷區
麴町區一
右麴町區治安
同
本所區緑
右本所區治安

雜

○漆塗の電線
は從來我國に
線の如きは何
し悉く外國品
らし木綿絲を
に水分を避け
たる處如何なる
果を得たりと

○德島の藍況
場の持荷は僅
の如何に拘ら
宛取引あり僻
け比本年新
蟲の爲めに收
豐作ならんと
藍葉の相場は

○牛の傳染病
牧場に飼養す
罹り十九日迄
よりは獸醫を